

第5期第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

1 背景及び目的

(1) 背景

- 狩猟資源や生態系を構成する要素として重要な存在であるが、近年、農林業被害が増大
- 捕獲や防護対策の強化により、農林業被害額は平成22年度をピークに減少傾向にあるが、依然として高い水準

(2) 目的

イノシシ個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ生息数を適正な水準に減少させる。

2 管理すべき鳥獣の種類（特定鳥獣）

イノシシ

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

4 管理を行う区域

山口県全域

5 管理の目標等

(1) 現状

- 生息状況
 - ・一部の離島を除き、県内全域に生息
- 捕獲状況
 - ・狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲
 - ・捕獲頭数は増加傾向にあり、平成30年度は過去最高（H30：22,539頭、R元：16,870頭、R2：22,004頭）

(2) 被害状況及び被害防除対策

- 農林業被害は水稻、野菜、果樹等を中心に令和2年度で約1.9億円
- 野生鳥獣全体に占めるイノシシの農林業被害額は5割弱であり、野生鳥獣の中で最も深刻な被害
- 被害防除対策は、防護柵の設置による防護対策、はこわな等の導入、緩衝帯の整備、誘引物の除去等による生息地管理を実施

(3) 管理の基本的な考え方及び目標等

- 基本的な考え方
自然条件下において、農林業被害のない安定した状態への個体群の誘導・維持
- 管理目標
生息密度や個体数を推定するための手法が確立していないことから、農林業被害額を低減させることを目標とする。

6 鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

- 規制緩和による狩猟の強化、被害状況に応じた有害鳥獣捕獲の強化

(2) 個体群管理の目標

- 管理目標を達成するため、個体数を着実に減少させる必要があることから、捕獲目標を年間22,000頭以上とする。

(3) 個体群管理の方法

- 狩猟の促進
 - ・法定の狩猟期間を11月1日から3月31日まで延長
 - ・くくりわなの輪の直径を12cmから15cmに緩和
 - ・下関市、長門市の「くくりわな架設制限区域」の期間満了→両市でくくりわなの架設が可能となることから、両市において適正なわな猟の取り扱いについて徹底を図るとともに、くくりわなに係る研修会を開催
- 有害鳥獣捕獲の推進や捕獲技術の研究・開発の推進
- 狩猟免許試験PRや研修の実施による狩猟者の確保・育成
- 農林業者の狩猟免許取得など地域ぐるみの捕獲の推進

7 生息地の保護及び整備に関する事項

- 人工林の間伐による下層植性の回復や広葉樹の植栽などによる多様な森林づくりにより、生息環境を整備
- 人の生活空間とイノシシの生息場所の棲み分けができるよう緩衝帯整備を行い、生息地を管理

8 その他管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

適切な捕獲と合わせ、効果的な被害防除対策を推進するため、農林業者への普及啓発等を実施

(2) 調査研究

市町や関係団体、研究機関等との連携の下、捕獲実績や被害防除対策の効果検証等の調査研究

(3) 計画の推進体制

- 行政、関係団体、関係者等の管理に関する合意形成
- 市町や山口県鳥獣被害防止対策協議会など関係機関との連携強化

(4) 計画の進行管理

- 被害・捕獲状況等を基にした計画の進行管理
- 山口県イノシシ対策検討会における計画の進捗状況の評価
- 必要に応じて「山口県自然環境保全審議会鳥獣保護部会」において管理目標及び方策の見直しを検討